

仕 様 書

(内容)

第1条 この仕様書は、地方独立行政法人広島市立病院機構広島市立北部医療センター安佐市民病院（以下「病院」という。）における一般廃棄物の収集及び運搬業務（以下「本業務」という。）に関する必要事項等について定めるものとする。

2 発注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）に基づき、病院から排出される一般廃棄物（以下「廃棄物」という。）を適切に処理するため、受注者に対し本業務を委託する。

(受注者の事業範囲)

第2条 受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付するものとする。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付するものとする。

◎収集運搬に関する事業範囲

許可都道府県・政令市：広島市

許可の有効期限：〇〇〇〇

取り扱う廃棄物の種類：固形状一般廃棄物

事業範囲：収集・運搬

収集区域：〇〇〇〇

許可の条件：〇〇〇〇

許可番号：〇〇〇〇

(業務内容)

第3条 受注者は、廃掃法その他関係法令に基づき、次の各号に掲げる事項に留意し、本業務を実施するものとする。

(1) 収集する期間、回数及び場所

収集する期間、回数及び場所は次に掲げるとおりとする。

ア 収集期間

令和5年4月1日から令和9年3月31日までの期間とする。

イ 収集回数

原則として1日1回、病院で廃棄物の収集を行うものとする。ただし、回収日が地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「本機構」という。）の休日（土曜日、日曜日、祝日（振替休日を含む。）及び本機構が定める休日（8月6日、12月29日から12月31日までの日、1月2日、1月3日）をいう。以下同じ。）にあたる場合は、別途発注者の指示による。

ウ 収集時間

原則として午前8時30分から午後5時までとする。なお、具体的な日時については、発注者と受注者が協議のうえ決定する。

エ 収集場所

別図のとおりとする。なお、別途発注者の指示により収集場所が変更となる場合がある。

(2) 収集する廃棄物

受注者は、次表の区分に従い、収集場所から搬出し搬入場所へ搬入するものとする。

区 分		予定処分量※	搬入場所
一般廃棄物	可燃物	概ね 8 t / 月	指定された処理場へ搬入する。
	プラスチック		
	不燃		
資源ごみ	古紙・新聞・雑誌	概ね 3 t / 月	リサイクル場へ搬入する。
	段ボール		
	薬箱等の厚紙・シュレッターくず等		
	ペットボトル・ビン・カン類		
	発泡スチロール		

※予定処分量は、あくまでも過去の実績等を基に算出したものであり、実際の数量とは異なる場合があるので留意すること。

(3) その他留意事項

その他の留意事項は次のとおりとする。

ア 業務実施にあたっては、予め発注者の承認した車両を使用しなければならない。

イ 業務実施にあたっては、業務に従事する従業者名簿を予め発注者に提出しなければならない。現場責任者及び従業員に変更があった時もまた同様とする。

ウ 廃棄物の収集・運搬にあたっては、病院利用者、通行人等に危険を及ぼさないように特に注意するとともに、廃棄物が飛散し、又は流失しないようにしなければならない。

エ 各年度 3 月分の業務にあつては、当該年度 3 月 31 日までに、処理を完了することができるよう収集・運搬を行うものとする。

(実施報告書等)

第 4 条 広島市立病院機構委託契約約款（複数年契約用）第 12 条に定める委託業務実施報告書は、業務日誌及び月間の業務実施報告書（以下「報告書等」という。）とする。

2 受注者は、前項に定める報告書等について、業務日誌は毎日（休日の場合は直近の平日に）前日分を提出し、業務実施報告書は翌月の 10 日（ただし、3 月分については 3 月 31 日）までに提出して、それぞれ発注者の確認を受けなければならない。報告書等は、発注者が指定した様式又は予め発注者の承認を得た様式を使用するものとする。なお、これらの資料の作成にかかる費用は全て受注者の負担とする。

(費用負担)

第 5 条 業務実施に必要な経費は、全て受注者の負担とする。ただし、発注者が必要と認める経費については発注者が負担するものとする。

(その他)

第 6 条 業務実施にあたり、この仕様書に疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、発注者と受注者が協議のうえ決定する。